

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月27日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

1. 業務概要

(1) 業務名 潮位観測データ信頼性維持検討業務 (電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、沖縄総合事務局が設置している潮位観測データの信頼性を継続的に確保するため、潮位観測関連情報(各種観測データ、海象観測装置定期点検・保守成果、海象観測データ信頼性維持検討業務成果等)から、港湾整備及び災害発生時の迅速な対応に必要な、信頼性のある潮位データを整理解析した上、潮位観測データの信頼性を検証し、改善方策を明らかにすることで、観測データの信頼性を確保するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ① 観測データ取りまとめ
- ② 観測データの分析
- ③ 観測データの信頼性確認

(3) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

① 観測の信頼性評価の方法

(4) 履行期間 契約締結日の翌日～平成24年3月30日

(5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

(6) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

詳細については、入札説明書による。

(7) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2. 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

競争参加確認申請書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

I) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i 親会社と子会社の関係にある場合
- ii 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

II) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ii 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

III) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 設計共同体

上記1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年10月27日付け沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から潮位観測データ信頼性維持検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

(2) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

1) 中立・公平性に関する要件

- ① 本業務の履行期間中に工期がある当該業務対象の工事及び業務に参加している者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ② 当該業務対象の工事及び業務に参加とは、当該工事及び業務を受注していること、当該工事及び業務の下請けをしていることをいう。
- ③ 資本面・人事面で関係があるとは、次に該当するものをいう。
 - ・ 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ・ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

2) 業務実施体制に関する要件

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

3) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請書を提出する者のうち、単体企業又は設計共同体の代表者は、下記に示される（ア）、設計共同体の構成員は（ア）若しくは（イ）について、平成13年度以降公示日までに完了した国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等が発注した契約金額150万円以上の業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

なお、実績としてあげた業務が、沖縄総合事務局開発建設部にて発注した（港湾空港関係に限る）ものであり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績表定評の評定点を得ているものにおいては、60点以上であること（設計共同体の場合は代表者以外の構成員のいずれも含む）。

（ア）： 複数の検潮所で得られた1年以上の潮位観測データを利用した解析業務。

（イ）： 潮位観測データを利用した解析業務。

4) 配置予定管理技術者に対する要件

① 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）

- ・ 土木学会上級又は1級技術者
- ・ 港湾海洋調査士（気象・海象部門）
- ・ 水路測量技術（1級（沿岸））
- ・ R C C M（港湾及び空港部門）
- ・ 発注者が上記と同等であると認めた者

② 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、平成12年度以降公示日までに完了した国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等が発注した契約金額150万円以上の業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

なお、実績としてあげた業務が、沖縄総合事務局開発建設部にて発注した（港湾空港関係に限る）ものであり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績表定評の評定点を得ているものにおいては、60点以上であること（設計共同体の場合は代表者以外の構成員のいずれも含む）。

同種業務： 複数の検潮所で得られた1年以上の潮位観測データを利用した解析業務。

類似業務： 潮位観測データを利用した解析業務。

③ 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間開始から完了まで本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行い、調査基準価格を極端に下回る場合は低入札価格調査後、追加調査を行なうものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」（以下、「低入札価格調査」という。）であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書および低入札調査作成要領、低入札調査別紙等によるものとする。

- 3) 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合（辞退を含む）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
- 4) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決算令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- 5) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

技術提案等の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針等
- ③ 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

4) 技術評価点における評価基準 ※詳細は入札説明書による

① 配置予定管理技術者の経験及び能力

- ・ 資格要件
- ・ 専門技術力（同種及び類似業務の内容）
- ・ 情報収集力

② 業務実施方針及び評価テーマに対する技術力

- ・ 業務理解度、実施体制、整合性、的確性及び実現性

- 5) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記3)①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係

電 話 098-866-0031 (内線2528)

F A X 098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成23年10月27日（木）から平成23年12月8日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/download/>

ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記 4.(1)にて交付する。

1) 交付場所：4.(1)に同じ

2) 交付期間：平成23年10月27日（木）から平成23年12月8日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間並びに提出場所及び方法

平成23年11月17日（木）17時15分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）する場合は、平成23年11月17日（木）17時15分までに、4(1)に、1部を持参又は郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は平成23年12月1日（木）を予定する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により上記(1)に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年12月8日（木）16時00分

2) 紙により持参又は郵送の場合は、平成23年12月8日（木）16時00分

3) 開札は、平成23年12月9日（金）10時00分

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 沖縄総合事務局 開発建設部
入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 免除
- (3) 手続における交渉の有無 無
- (4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したのものについては契約書特約事項として添付する。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 2.(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業及び設計共同企業体の認定を受けていないものも4(3)により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争参加資格のある者として選定されるためには、競争参加資格確認申請書の提出期限日において、当該申請書を受理されていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。